

平成25年西尾市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月30日

西尾市監査委員 手嶋 英夫  
西尾市監査委員 杉崎 慎一郎

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成25年3月13日

西尾市監査委員 手嶋 英夫 殿  
同 杉崎 慎一郎 殿

請求の要旨

平成23年度消防団職務報酬は、4回に分割して、総額17,634,852円が支給された。

その一方で、一色・吉良・幡豆消防団に対して、総額16,340,000円の消防団交付金が交付された。

ところが、この消防団運営交付金は、消防団活動のほとんど全てに支給されているにもかかわらず、この活動に全く参加していない消防団員が17人もいる。かれらは、消防団活動を全くしていないことから、労働の対価として支払われる「報酬」を受け取る資格ない。

西尾市長に対して、上記17人の消防団員の第4期（1～3月分）の報酬233,750円を3消防団に返還するよう措置することを請求する。

請求の理由

市長は、一色・吉良・幡豆の3消防団に対して、平成23年度消防団職務報酬を、平成23年7月29日、10月20日、平成24年1月31日、3月19日の4回に分けて総額17,634,852円を支給した。（別紙.1. 1-1）

その一方で、上記3消防団に対して、平成23年度消防団運営交付金総額16,34

0,000円が、平成23年5月20日に交付された。(別紙.2)

ところが、運営交付金は、消防団活動のほとんど全てに対して支払われ(別紙.3)、残るものとしては、通夜、葬儀参列、PTA 歓送迎会(来賓)、町内会長交代式(来賓)、小学校運動会(来賓)、秋葉山参拝ぐらいのものであろう。

それに対して、この消防団交付金対象活動に1回しか参加していない者1人、全く参加していない者16人がいる。この17人のように全くと言って良いほど活動していない団員に対して、報酬は支給されるべきでない。

(1) 上記17人のうちの1人 A(一色東部分団)は、平成23年4月~6月に分団訓練に4回のみ参加し、その後活動の実績は全くなく(別紙.4)、報酬55,000円のうち第4期分(平成24年3月19日支給)13,750円は返還されるべきである。

(2) 吉良消防団においては、第1分団B、C(別紙.5)第2分団D、E(別紙.6)、第3分団F(別紙.7)の5人は、平成23年度の活動はまったくなく、その第4期分55,000円×5人÷4=68,750円は、返還されるべきである。

(3) 幡豆消防団においても、第1分団G、H、I、J、K(別紙.8)第2分団L、M、N、O、P、Q(別紙.9)の11人は平成23年度の活動が全くなく、その第4期分55,000円×11人÷4=151,250円は、返還されるべきである。

そこで、監査委員におかれては、西尾市長に対し、請求の要旨の通り一色消防団には13,750円、吉良消防団には68,750円、幡豆消防団には、151,250円、合計233,750円の報酬を返還するよう措置することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

請 求 者

住所 西尾市●●●●●●

職業 ●●●●●●

氏名 ●●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

## 2 事実証明書

- (1)平成23年度 歳出予算差引簿
- (2)平成23年度 消防団職務報酬の実績(請求人作成)
- (3)消防団交付金対象活動の業務名一覧表(請求人作成)
- (4)消防団交付金対象活動実績書

## 第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

## 第3 勸告

前記の監査請求について勸告の内容を、別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 135 号  
平成25年 4 月 30日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫  
西尾市監査委員 杉 崎 慎 一 郎

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成25年3月13日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

第1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

活動を全くしていない消防団員17人は、労働の対価として支払われる「報酬」を受け取る資格はない。

(2) 違法又は不当とする理由

活動を全くしていない消防団員に対する報酬は支給されるべきではない。

(3) 求める措置

西尾市長に対し、活動を全くしていない17人の消防団員報酬（1月から3月分）233,750円を、消防団に返還を求めるよう措置することを請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成23年度 歳出予算差引簿
- ・平成23年度 消防団職務報酬の実績（請求人作成）
- ・消防団交付金対象活動の業務名一覧表（請求人作成）
- ・消防団交付金対象活動実績書

## 2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められたので、平成 25 年 3 月 21 日付けで受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項

活動を全くしていないとされる消防団員の存在の確認及び、それら団員への報酬支給（1 月から 3 月分）の実態を監査対象とした。

### 3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

### 4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 4 月 9 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹及び主査から事情聴取した。

また、消防団員の実態も併せ調査した。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実確認

#### (1) 活動を全くしていない消防団員の確認

「西尾市消防団運営交付金交付要綱」に定められた活動実績書は、分団長が団員すべての活動の日時、活動区分、活動単位、活動内容及び団員ごとの出席状況を記録した勤務日誌を作成し、取りまとめたものである。これを確認したところ、1 年間活動実績が全くなかった団員が、吉良消防団 7 人、幡豆消防団 10 人、合計 17 人いた事実を確認した。しかし、この内吉良消防団の 3 人は、平成 23 年 9 月 30 日付けで退団していた。

#### (2) 報酬支給の実態

平成 23 年度の報酬は、「西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第 6 条の支給日の特例により、以下のとおり支給していた。

報酬は、消防本部から各消防団長に現金で支給され、団長が各分団長に配分し、分団の運営費に充てていた。

平成 23 年 7 月 29 日	4 月～ 6 月分	4,414,910 円	(292 人)
平成 23 年 10 月 20 日	7 月～ 9 月分	4,413,532 円	(292 人)
平成 24 年 1 月 31 日	10 月～12 月分	4,402,918 円	(291 人)
平成 24 年 3 月 19 日	1 月～ 3 月分	4,403,492 円	(291 人)
合 計		17,634,852 円	

(3) 活動を全くしていない消防団員への報酬

活動を全くしていない消防団員への 1 月から 3 月分の報酬支給の状況は、平成 24 年 3 月 19 日付けにて以下のとおり支給されていた。

吉良第 1 分団	1 人	13,750 円
吉良第 2 分団	1 人	13,750 円
吉良第 3 分団	2 人	27,500 円
幡豆第 1 分団	5 人	68,750 円
幡豆第 2 分団	5 人	68,750 円
合 計	14 人	192,500 円

活動を全くしていない 14 人分の報酬は、活動実績がある消防団員への支払い状況と同様であった。即ち、入団時に団長保管の「委任状」に押印するだけで、その後団員それぞれの勤務状況を確認することなく、報酬を団長経由で分団長に支給しそれぞれの団員の手元には届いていない実状であり、その報酬は、分団の運営費に充てられていた。

また、活動を全くしていない消防団員の報酬における受領の認識を確認するために、所得税還付申告の実態も調査したが、監査時においては、申告の事実は確認できなかった。一方、活動実績がある消防団員の中には申告をした者がいたことを確認した。

(4) 過去の監査での指摘事項

平成 24 年 4 月 23 日から同年 5 月 31 日の期間、消防本部を対象とした随時監査の中で、活動を全くしていない消防団員への報酬支給を、問題として指摘した経緯がある。その内容は、本件請求の監査で確認したことと同様、活動を全くしていない消防団員への対応策を検討するよう指摘したものである。

これに対し、消防本部は以下のとおり措置状況を監査委員に通知している。

報酬については、団員として常に災害出動に備える負担に対しての支給であり、またそれぞれの生業を持ちながら団活動を行うという特殊性も考慮し、消防団活動 1 年間については、報酬を支払うが、出動実績がない場合は分団長が出動するよう団員を説得しつつ、出動できない理由及び今後の出動の可

否などを聴取し、団長に報告するとともに、一時的に報酬を支給しないなどの対応を検討する。(原文のまま転記)

## (5) 報酬の考え方

### ア 消防団員報酬の支給根拠

特別職の非常勤職員である消防団員への報酬は、法により、次のとおり規定されている。

#### (報酬及び費用弁償)

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

これに従い、西尾市消防団条例(以下「条例」という。)では、次のとおり定めている。

#### (報酬)

第 14 条 団員に次の表に掲げる報酬を支給する。

区分	報酬の額(年額)
団 長	143,000 円
副 団 長	124,000 円
分 団 長	107,000 円
副分団長	90,000 円
部 長	65,000 円
班 長	58,000 円
団 員	55,000 円

2 前項の規定による報酬の支給については、西尾市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年西尾市条例第 7 号)の例による。

### イ 報酬のあり方

法第 203 条の 2 に規定されている「報酬」は、純粋に勤務に対する反対給付と

しての性格のみをもつものであるから、原則、勤務日数に応じてこれを支給するものであると規定されている一方で、職務によっては、形式的な勤務日のみをもって、その勤務の実質が評価し尽くされない場合など常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であり、報酬の在り方は、その職務内容、勤務実態等について最もよく知り得る立場にありその住民によって民主的に選挙されて当該地方公共団体の意思を決定し得る機関である地方公共団体の議会の政策的な判断に委ねられているものであると解されている。(最高裁判例 平成 22 (行ツ) 300)

#### ウ 職務の内容

消防組織法第 1 条で消防の任務は、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」と位置づけられている。

具体的な職務としては、消火活動をはじめ、火災の予防・警戒に関する業務、地域住民に対する防火意識の啓発等に関する業務など、任務を遂行するために、各職務が存在し、これに付随した活動も含め様々な職務が存在することを、消防団費用弁償支給基準などから確認した。

#### 第 4 監査委員の判断

報酬は、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、原則勤務日数に応じて支給するものと規定されているが、消防本部は、活動を全くしていない団員に対する報酬支払いの根拠として、「常に災害出動に備える負担に対してのもの」であることや「条例に定められたとおり」の支給であると主張している。

報酬のあり方が、地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であることと消防職務の特性を考慮し、例え条例どおり支給したものであったとしても、条例を定めた際に、活動を全くしない団員がいることを予定していたとは言えず、これをもって、活動を全くしていない団員への報酬支給を容認することはできない。

また、報酬の源泉が尊い住民の税金であることも考えると、一年もの長い間全く勤務実績も無い団員に報酬を支給するという感覚は、善良な市民感情からは到底許されるものではない。

#### 第 5 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由があると認められるので、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり西尾市長に勧告する。



## 第6 勸告

平成24年3月19日に消防団員へ支給した報酬のうち、活動実績が確認できなかった14人分の報酬金192,500円について、西尾市へ返還するよう求めることを勸告する。

なお、当該勸告に対する措置の期限は平成25年5月30日とする。